

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案の概要

① 特定教育・保育等を受けた場合の利用者負担の上限額について定める。利用者負担の上限額は、特定教育・保育等を受けた子どもに係る保護者等の市町村民税の所得割額(退職所得に係る所得割や内閣府令で定める控除は反映しない。)によって決定することとする。

② 利用者負担額の決定に当たっては、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者その他内閣府令で定めるものである時には、利用者負担額の軽減(第3階層は1,000円減、第2階層は0円)を行うものとする。

③ 多子軽減規定について、規定する。

※規定内容は、自治体向けFAQの利用者負担額の間10~17参照

④ 市町村が支弁する施設型給付費等のうち、都道府県及び国が負担する施設型給付費等負担対象額を「公定価格—政令で定める利用者負担の上限額」と定める。

※特例措置として、現行制度同様に「災害その他の内閣府令で定める事由により、負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村が認めた場合」には、市町村が定める利用者負担額を引き下げた場合でも、当該部分について、国や都道府県の負担対象とすることとする。

⑤ 児童手当法の規定の一部が子ども・子育て支援法に移ることに伴う所要の規定の整備を行う。

⑥ その他、所要の規定の整備を行う。